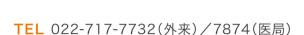
産業衛生外来

環境・安全推進センター、産業医学分野





病気や症状が職業関連である場合、働く環境の整備や就業措置が必要になることがあります。 労働安全衛生法に基づく法定の特殊健康診断後の対応には産業医の専門的な判断が助けになります。職場の喫煙対策や禁煙教育等についても産業医が職場に助言する立場です。お困りの労働者の症例に関する対応を一緒に検討させていただきます。なお、直接的な治療は行いません、ご承知おきください。

黒澤 一

